

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	日光市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.nikko.lg.jp/soumu/gyoukaku/my-number-jyohorenkei.html">https://www.city.nikko.lg.jp/soumu/gyoukaku/my-number-jyohorenkei.html</a>

執行機関名 日光市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	日光市特別地域加算に係る利用者負担額減額制度実施要綱(平成18年告示第86号)による利用者負担の軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第4項 日光市特別地域加算に係る利用者負担額減額制度実施要綱(平成18年告示第86号)による利用者負担の軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第一条	日光市特別地域加算に係る利用者負担額減額制度実施要綱(平成18年告示第86号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、特別地域加算(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号。以下「居宅算定基準」という。))別表1訪問介護費注11に規定する加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号。以下「地域密着型算定基準」という。))別表第1定期巡回・随時対応型訪問介護看護費注5に規定する加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「介護予防算定基準」という。))別表1介護予防訪問介護費注4に規定する加算をいう。以下同じ。)が行われる地域に所在する指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所が行う利用者負担の減額事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		日光市特別地域加算に係る利用者負担額減額制度実施要綱